

建築物等における石綿に関する各法令の規定

	届出	事前調査	濃度測定	立入検査	作業基準等			注文者又は発注者の配慮、責務等
					掲示	飛散防止	分別解体等の方法	
大気汚染防止法、 関係政省令	○ (施工業者)	—	—	○	○	○	—	注文者は、施工業者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。 (法第 18 条の 19)
石綿障害予防規則	○ (事業者)	○ (事業者)	—	○	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者<sup>※1</sup>は、請負人に対し、石綿使用状況を通知するよう努めなければならない。(第 8 条)</li> <li>・注文者は、石綿等の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。(第 9 条)</li> </ul>
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、関係政省令	○ (発注者又は自主施工者)	○ (元請業者又は自主施工者)	—	○	—	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業を営む者は、建設工事の施工方法等を工夫することにより、分別解体等に要する費用を低減するよう努める。(法第 5 条)</li> <li>・発注者<sup>※2</sup>は費用の適正な負担等により、再資源化等の促進に努めなければならない。(法第 6 条)</li> </ul>

※1：注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者。(石綿障害予防規則第 8 条)

※2：建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者。(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 2 条第 10 項)